

議第125号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

契約の変更につき議決を求めることについて

令和2年3月13日議決を得た（仮称）金亀公園第1種陸上競技場新築工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	9,958,146,000円
変更増額	166,562,000円
変更後の契約額	10,124,708,000円

(参 考)

契約の相手方 大阪市中央区城見二丁目2番22号
鹿島・笹川特定建設工事共同企業体
代表者 鹿島建設株式会社関西支店
常務執行役員支店長 茅野 毅